



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 教育委員会規則

- *5 市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則等を廃止する規則 1
- *6 和歌山県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 1
- *7 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則 3
- *8 和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 6
- *9 和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則 11
- *10 和歌山県教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則 11

○ 公安委員会規則

- *4 和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則 12
- *5 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則 12

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第5号

市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則等を廃止する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則 (昭和33年和歌山県教育委員会規則第13号)
- (2) 県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則 (昭和33年和歌山県教育委員会規則第14号)
- (3) 職員の勤務成績の評定に関する規則 (昭和33年和歌山県教育委員会規則第15号)

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第6号

和歌山県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

和歌山県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則 (昭和33年和歌山県教育委員会規則第20号) の一部を次のように改正する。

第2条中「、主任指導主事、指導主事、主任社会教育主事及び社会教育主事のほか、次の」を「次の各号に掲げる」に改め、第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (8) 班長

第2条第9号から第15号までを次のように改め、同条第16号から第26号までを削る。

- (9) 分室長

- (10) 人事主事
- (11) 指導主事
- (12) 社会教育主事
- (13) 政策推進員
- (14) 主任
- (15) 主査

第2条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次の各号に掲げる職を置く。

- (1) 参事
- (2) 副所長
- (3) 教育企画員
- (4) 主幹
- (5) 総括人事主事
- (6) 総括指導主事
- (7) 総括社会教育主事
- (8) 総括課長補佐
- (9) 課長補佐
- (10) 専門員
- (11) 主任人事主事
- (12) 主任指導主事
- (13) 主任社会教育主事
- (14) 教育相談主事
- (15) 指導栄養士

第3条中「、館長、所長、主任指導主事、指導主事、主任社会教育主事、社会教育主事、司書及び学芸員を置くほか、次の」を「次の各号に掲げる」に改め、第3号及び第4号を削り、第2号を第4号とし、第1号を第3号とし、同条に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 館長
- (2) 所長

第3条中第8号及び第9号を削り、第10号を第8号とし、第11号を削り、第12号を第9号とし、第13号を第10号とし、第14号を第11号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (12) 指導主事
- (13) 社会教育主事
- (14) 教育相談主事

第3条中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号を第16号とし、第18号を第17号とし、同条に次の3号を加える。

- (18) 副主査司書
- (19) 司書
- (20) 学芸員

第3条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次の各号に掲げる職を置く。

- (1) 教育企画員
- (2) 主幹
- (3) 専門員
- (4) 総括司書

- (5) 総括指導主事
- (6) 主任指導主事
- (7) 主任社会教育主事
- (8) 主任教育相談主事
- (9) 学芸員補

第4条中「第2条各号に掲げる職及び第3条に規定する」を「第2条第1項各号及び第2項各号に掲げる職並びに第3条第1項各号及び第2項各号に掲げる」に改める。

第5条中「第2条各号に掲げる職、第3条各号に掲げる職及び」を「第2条第1項各号及び第2項各号に掲げる職、第3条第1項第1号から第10号まで、第12号から第16号まで、第18号及び第19号並びに第2項第1号から第8号までに掲げる職並びに」に改める。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(研究職員)

第6条 第3条第1項第11号、第17号及び第20号並びに第2項第9号に掲げる職は、研究職員をもって充てる。別表第1中「、現業技能員（環境整備員）」を削る。

別表第2中「（第6条関係）」を「（第7条関係）」に改め、「、環境整備員」を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第7号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和46年和歌山県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別記第6号様式を次のように改める。

別記第6号様式 (第8条-第18条の2、第23条関係)

(表)

履 歴 書					
本籍地		都・道・府・県 (該当するものに○)			
現住所					
氏 ^り 名		生年月日		年 月 日	
教育 職 員 免 許 状	授与年月日	種類	教科等	番号	授与権者
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
学 歴	在学期間	学校又は教育施設名	部科又は専攻	卒業、修了等	
	年 月 日から 年 月 日まで				
	年 月 日から 年 月 日まで				
	年 月 日から 年 月 日まで				
	年 月 日から 年 月 日まで				
	年 月 日から 年 月 日まで				
	年 月 日から 年 月 日まで				
	年 月 日から 年 月 日まで				
	年 月 日から 年 月 日まで				
	年 月 日から 年 月 日まで				
	年 月 日から 年 月 日まで				
	年 月 日から 年 月 日まで				

(裏)

職 歴	在 職 期 間	勤務場所、職名等
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
賞 罰	年 月 日	事 項
	年 月 日	
	年 月 日	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名

備考

- 1 学歴は、高等学校卒業から最終学歴までを記入し、通信教育部で受講中の場合はそれを記入し、在学中とする。
- 2 職歴について、休職、療養休暇等の期間がある場合はその期間及び理由を朱書し、講師、嘱託等として勤務した期間がある場合は常勤又は非常勤の別を括弧書すること。

別記第18号様式及び別記第21号様式中

事 項	開設者	修了 (履修) 年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、 教育政策の動向及び学校の内外における 連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	
教科指導・生徒指導 その他教育の充実 に関する事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

を

領 域	開設者	修了 (履修) 年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	
選択必修領域		年 月 日	
選 択 領 域		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

に改め、

「教諭）」の次に「の免許状」を加える。

別記第22号様式中

事 項	開設者	修了 (履修) 年月日
教職についての省察並びに子どもの変化、 教育政策の動向及び学校の内外における 連携協力についての理解に関する事項		年 月 日
教科指導・生徒指導 その他教育の充実 に関する事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日

を

領 域	開設者	修了 (履修) 年月日
必修領域		年 月 日
選択必修領域		年 月 日
選 択 領 域		年 月 日 年 月 日 年 月 日

に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第8号

和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則（平成14年和歌山県教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号及び第5項第2号中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改める。

第5条第1項中「規定する中学校」の次に「、義務教育学校の後期課程」を加える。

第10条中「若しくは」を「又は」に改める。

第11条中「大学等又は専修学校専門課程に在学する場合を除く」を「高等学校等に在学する場合に限る」に改める。

別記第1号様式中「中学部」を削り、

「申請者氏名」を「申請者氏名 (自署)」に、

「印 住所 (〒 - -) TEL - -」を

「印 住所 (〒 - -) TEL - - 携帯電話 - -」に、

「(2) 借家等の家賃を払っている場合 (月額;)円」を

「(2) 借家等の家賃を払っている場合 月額 ()円
(3) 母子家庭又は父子家庭の場合 母子家庭・父子家庭 (いずれかを○で囲んでください。)」に

改める。

別記第1号様式の2中

「申請者氏名」を「申請者氏名 (自署)」に、

「連帯保証人氏名 (保護者等) (自署・押印) 印 住所 (〒 - -) TEL - -」を

「フリガナ 連帯保証人氏名 (保護者等) (自署・押印) (続柄) 生年月日 年 月 日生 印 住所 (〒 - -) TEL - - 携帯電話 - -」に

改める。

別記第1号様式の3中

「申請者氏名」を「申請者氏名 (自署)」に、

連帯保証人 氏名 (保護者等) (自署・押印)		印	(〒 -) 住所	を
			TEL - -	

フリガナ 連帯保証人 氏名 (保護者等) (自署・押印)	(続柄)	印	(〒 -) 住所	に、
生年月日	年 月 日生		TEL - - 携帯電話 - -	

(2) 借家等の家賃を払っている場合	(月額;)円	を
--------------------	---------	---

(2) 借家等の家賃を払っている場合	月額 ()円	に
(3) 母子家庭又は父子家庭の場合	母子家庭・父子家庭 (いずれかを○で囲んでください。)	

改める。

別記第1号様式の4中

「申請者氏名」を「申請者氏名 (自署)」に、

連帯保証人 氏名 (保護者等) (自署・押印)	(続柄: 本人の)	印	(〒 -) 住所	を
			TEL - -	

フリガナ 連帯保証人 氏名 (保護者等) (自署・押印)	(続柄)	印	(〒 -) 住所	に
生年月日	年 月 日生		TEL - - 携帯電話 - -	

改める。

別記第2号様式の3及び別記第2号様式の4中

「申請者住所」を「申請者住所 (自署・押印)」に、
氏名」氏名」

「連帯保証人住所」を「連帯保証人住所 (保護者等)」に、
(保護者等) 氏名」(自署・押印) 氏名」

「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

別記第3号様式中

「申請者氏名」を「申請者氏名 (自署)」に、

連帯保証人氏名 (保護者等) (自署・押印)		印	(〒 -) 住所 TEL - -	を
------------------------	--	---	-------------------------	---

フリガナ 連帯保証人氏名 (保護者等) (自署・押印)	(続柄)	印	(〒 -) 住所 TEL - - 携帯電話 - -	に、
生年月日	年 月 日生			

「(月額;)」を「月額(」に、

(3)母子家庭の場合(右欄に○印)	母子家庭	を
-------------------	------	---

(3)母子家庭又は父子家庭の場合	母子家庭・父子家庭 (いずれかを○で囲んでください。)	に
------------------	-----------------------------	---

改める。

別記第4号様式中

フリガナ		生年月日	本人との続柄	
氏名	印	年 月 日生		を
現住所	〒 TEL () -			

フリガナ		生年月日	本人との続柄	
氏名	印	年 月 日生		に改める。
現住所	〒 TEL () - 携帯電話 () -			

別記第4号様式の2中

フリガナ		生年月日	本人との続柄	
氏名	印	年 月 日生		を
現住所	〒 TEL () -			

フリガナ		生 年 月 日	本人との続柄
氏 名	印	年 月 日生	
現住所	〒 () - () - () Tel () - () - () 携帯電話 () - () - ()		

に改める。

別記第5号様式中

連帯保証人 (保護者等)	(〒 -)
住 所	TEL (- -)

を

連帯保証人 (保護者等)	(〒 -)
住 所	TEL (- -) 携帯電話 (- -)

に改める。

別記第6号様式中

新連帯保証人	氏 名	印
	住 所	(〒 -) TEL - -

を

新連帯保証人	氏 名 (自署・押印)	印
	住 所	(〒 -) TEL - - 携帯電話 - -

に、

連帯保証人	氏 名	印
	住 所	(〒 -) TEL - -

を

連帯保証人	氏 名	印
	住 所	

に

	住 所	(〒 -)			
		TEL	-	-	携帯電話 - -

改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第9号

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則

和歌山県教育庁組織規則（平成15年和歌山県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表学校教育局の項中「、高校総体推進課」を削る。

第3条第7号中「職員の」の次に「任免、」を加え、同条第9号中「教育庁等の職員の不服申立て及び」を削り、同条第18号中「幼稚園」を「公立の幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下「公立幼稚園等」という。）」に改める。

第7条第5号中「、体力開発センター、南紀スポーツセンター」を削る。

第9条の3中「公立幼稚園及び公立幼保連携型認定こども園（以下「公立幼稚園等」という。）並びに」を「公立幼稚園等、」に、「」及び」を「）、公立義務教育学校及び公立中等教育学校の前期課程（以下「公立小中学校等」という。）並びに」に改め、同条第2号、第4号及び第6号中「公立小中学校」を「公立小中学校等」に改める。

第10条第2号中「教職員の」の次に「任免、」を加える。

第11条中「体づくり」の次に「及び安全の確保」を加え、同条第12号を同条第13号とし、同条第11号の次に次の1号を加える。

(12) 全国高等学校総合体育大会ヨット競技大会の開催に関すること。

第11条の2を削る。

第21条の見出しを「（教育企画員等）」に改め、同条第1項中「主幹、教育企画員」を「教育企画員、主幹」に改め、「総括社会教育主事」の次に「、専門員」を加え、「、専門員」を削り、「主任、教育相談主事」を「教育相談主事、主任」に、「主幹等」を「教育企画員等」に改め、同条第2項中「主幹等」を「教育企画員等」に改める。

第24条中「公立小中学校」を「公立小中学校等」に改める。

別表紀中教育支援事務所の項を削り、同表紀北教育支援事務所の項の次に次のように加える。

海草・有田教育支援事務所	湯浅町	海南市 有田市 海草郡 有田郡
日高教育支援事務所	御坊市	御坊市 日高郡

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第10号

和歌山県教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

和歌山県教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成26年和歌山県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表企画部企画政策局文化国際課の職員の項中「企画部企画政策局文化国際課」を「企画部企画政策局文化学術課」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第4号

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 壯 悟

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察本部組織規則（昭和29年和歌山県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第40条中「3課」を「2課」に、

「警 備 課
警衛対策課」を「警備課」に改める。

第42条の3を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県公安委員会規則第5号

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 壯 悟

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察署組織規則（昭和32年和歌山県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1和歌山県和歌山西警察署の部築地交番（和歌山市元寺町一丁目）の項中「萬町」を「万町」に改め、同部和歌山市駅前交番（和歌山市東蔵前丁）の項中「西汀丁」を「西汀丁の一部」に改め、同部小松原交番（和歌山市小松原通三丁目）の項中「小松原五丁目、」を「小松原五丁目の一部、」に、「小松原五丁目の一部」を「小松原通五丁目」に改め、同表和歌山県和歌山北警察署の部中

延時交番 (和歌山市延時)	和歌山市のうち 梅原の一部、梶取の一部、 栄谷、次郎丸、土入、 中、中野、延時、松江の一部、 向
楠見交番 (和歌山市大谷)	和歌山市のうち 粟、市小路、大谷、楠見 中、善明寺、園部の一部、 平井、船所の一部

を

楠見交番 (和歌山市大谷)	和歌山市のうち 粟、市小路、大谷、楠見 中、善明寺、園部の一部、 平井の一部、船所の一部
延時交番 (和歌山市延時)	和歌山市のうち 梅原の一部、梶取の一 部、栄谷の一部、次郎丸、 土入、中の一部、中野、延 時松江の一部、向
藤戸交番 (和歌山市中)	和歌山市のうち 栄谷の一部、中の一部、 平井の一部

に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。